

# 教育委員会提出議案

## 第15号議案

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月26日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年豊島区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「から第12号まで」を削り、同項中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、同条第5項中「、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇」を「又は修学部分休業」に改める。

別表第2中「豊島区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年豊島区教育委員会規則第3号）第33条の規定により準用する同規則第8条第1項又は第2項に規定する主任教諭又は主任養護教諭」を「職員のうちその属する職務の級が2級のもの」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(説 明)

欠勤等の日数から高齢者部分休業及び育児部分休業（子育て部分休暇についても同様）を除く旨を定める改正を行なうことから、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月31日 教育委員会規則第8号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>（欠勤等日数）</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあって</p>	<p>○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月31日 教育委員会規則第8号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>（欠勤等日数）</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号から第12号までに掲げる期間にあっては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げ</p>

は2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。

(1)～(10) (略)

(削除)

(削除)

(11)・(12) (略)

2～4 (略)

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は修学部分休業により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

る期間にあつては2分の1日とし、第10号から第12号までに掲げる期間にあつては3分の1日とする。)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。

(1)～(10) (略)

(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業(その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下「高齢者部分休業」という。)をしている職員として在職した期間

(12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「育児部分休業」という。)をしている職員として在職した期間

(13)・(14) (略)

2～4 (略)

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

別表第2(第11条関係)

職員の区分	割合
園長	100分の12
副園長	100分の10
<u>職員のうちその属する職務の級が2級であるもの</u>	100分の5

別表第2(第11条関係)

職員の区分	割合
園長	100分の12
副園長	100分の10
<u>豊島区立学校の管理運営に関する規則(昭和53年豊島区教育委員会規則第3号)第33条の規定により準用する同規則第8条第1項又は第2項に規定する主任教諭又は主任養護教諭</u>	100分の5

## ○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

平成12年3月31日

教育委員会規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年豊島区条例第9号。以下「条例」という。）第24条から第26条までの規定に基づき、期末手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象外職員)

第2条 条例第24条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（条例第25条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 条例第24条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（次項第4号又は第7条の適用を受ける職員を除く。）
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号又は職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条各号の規定に該当して休職にされている職員のうち給与の支給を受けていない職員
- (3) 法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員
- (4) 法第29条の規定により停職の処分をされている職員
- (5) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により他の地方公共団体に派遣されている職員（以下「地方公共団体派遣職員」という。）のうち、条例を適用され、当該派遣されている他の地方公共団体から期末手当の支給を受けている職員（以下「特定の地方公共団体派遣職員」という。）
- (7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業中の職員」という。）のうち、基準日以前6箇月間（以下「支給期間」という。）において勤務した期間がある職員以外の職員
- (8) 職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号。以下「職免規則」という。）第2条第1項第2号又は第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める団体（以下「団体」という。）の事業又は事務に従事している職

員（幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成12年豊島区教育委員会規則第4号。以下「減免基準」という。）第2条に規定する承認を受けていない職員に限る。以下「団体派遣職員」という。）

(9) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年豊島区条例第20号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により外国の地方公共団体の機関等に派遣されている職員（以下「外国派遣職員」という。）のうち給与の支給を受けていない職員

(10) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をしている職員（以下「大学院修学休業中の職員」という。）

(11) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により公益的法人等（同項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）に派遣されている職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）のうち、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成15年豊島区条例第37号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第3条の2の規定の適用を受けている職員以外の職員

(12) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業中の職員」という。）

(13) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員（以下「配偶者同行休業中の職員」という。）

2 条例第24条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。

(1) 退職し、又は死亡した日において前項第2号から第13号までの規定のいずれかに該当した職員

(2) 法第28条第1項の規定により免職された職員

(3) 法第29条の規定により免職された職員

(4) 退職後新たに条例の適用を受けることとなった職員

(5) 退職後引き続いて国又は他の地方公共団体等の職員となった者（支給期間におけるその者の条例の適用を受ける職員として在職した期間（第8条を除き、以下「在職期間」という。）について、当該国又は他の地方公共団体等の条例第24条及び第27条の規定に相当する規定に基づき支給される期末手当に相当する手当（以下「期末手当等」という。）の基礎となるべき期間に通算する措置を講じられていない場合を除く。）

(平13教委規則9・平14教委規則9・平14規則21・平16教委規則3・平19教委規則19・平20教委規則12・平20教委規則22・平21教委規則22・平23教委規則10・平26教委規則12・令元教委規則9・令2教委規則15・令4教委規則7・令5教委規則6・令7教委規則9・一部改正)

(基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間)

第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業中の職員として在職した期間
- (2) 前条第1項第4号に掲げる職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間
- (4) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和50年豊島区条例第23号。以下「職免条例」という。)第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(職免規則第2条第1項第1号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、職員団体若しくは労働組合の会合その他の業務(同号ウ又はエに掲げるものに限る。)に参加していた期間(以下「職員団体会合等参加期間」という。)、同項第2号若しくは第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、団体の事業若しくは事務に従事していた期間(以下「団体派遣期間」という。)又は同項第4号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、講演等を行った期間(以下「講演等を行った期間」という。)を除く。)
- (5) 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であって、教育委員会が別に定める事由若しくは交通機関の事故等によらないで、又は無届で勤務しないこと(以下「私事欠勤等」という。)の取扱いを受けた期間
- (6) 大学院修学休業中の職員として在職した期間
- (7) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間
- (8) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間

(平12教委規則29・平13教委規則9・平14規則21・平16教委規則3・平16教委規則7・平19教委規則19・平20教委規則12・平21教委規則22・平26教委規則12・令7教委規則9・一部改正)

(支給割合)

第4条 条例第24条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、在職期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、同表右欄に定める割合とする。

(平21教委規則12・平21教委規則22・一部改正)

(欠勤等日数)

第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

- (1) 法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間
- (2) 休職規則第2条各号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間
- (3) 第2条第1項第3号に掲げる職員として在職した期間
- (4) 第2条第1項第4号に掲げる職員として在職した期間
- (5) 第2条第1項第5号に掲げる職員として在職した期間
- (6) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊島区条例第21号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

- (7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間

- (8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間
- (9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間
- (10) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下「修学部分休業」という。）をしている職員として在職した期間
- (12) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（職員団体会合等参加期間、団体派遣期間、講演等を行った期間又は職免規則第2条第1項第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間を除く。）
- (13) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

- 2 前項に定めるもののほか、支給期間において在職期間以外の期間がある職員に係る同項の欠勤等日数の算定に当たっては、当該期間から週休日等に相当する日を除いた日数を同項の合計した日数に加算する。
- 3 第1項に定めるもののほか、在職期間中に育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた期間がある職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に係る第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、育児短時間勤務職員等として在職した期間に3分の2を乗じて得た期間に1から勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を減じて得た割合を乗じて得た期間に2分の1を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）を第1項の合計した日数に加算する。
- 4 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は修学部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

(平21教委規則22・全改、平26教委規則12・令2教委規則15・令4教委規則10・令5教委規則6・令7教委規則9・令7教委規則16・一部改正)

(欠勤等日数の算定の特例)

第6条 特定の地方公共団体派遣職員の当該他の地方公共団体に派遣されている期間、外国派遣職員の当該外国の地方公共団体の機関等に派遣されている期間、公益的法人等派遣職員の当該公益的法人等に派遣されている期間及び団体派遣職員の当該団体派遣期間(以下「派遣期間等」という。)に係る第4条の欠勤等日数の算定に当たっては、当該派遣期間等における欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、1日の正規の勤務時間に相当する時間及び部分休業等により勤務しない時間に相当する時間をそれぞれ欠勤等の期間、週休日等、1日の正規の勤務時間及び部分休業等により勤務しない時間とみなして、前条の規定を適用する。

(平16教委規則3・平20教委規則22・平21教委規則22・一部改正)

第7条 次に掲げる者(以下「国等の職員」という。)が引き続いて条例の適用を受ける職員となった場合においては、条例適用前の国等の職員として在職した期間、欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、1日の正規の勤務時間に相当する時間及び部分休業等により勤務しない時間に相当する時間をそれぞれ条例の適用を受ける職員として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、1日の正規の勤務時間及び部分休業等により勤務しない時間とみなして、第4条及び第5条の規定を適用する。

- (1) 区の要請に基づいて、国又は他の地方公共団体を退職した者
- (2) 地方公共団体派遣職員(特定の地方公共団体派遣職員を除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める者

(平21教委規則22・一部改正)

(一時差止処分に係る在職期間)

第8条 条例第25条及び第26条に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 団体派遣職員若しくは外国派遣職員若しくは公益的法人等派遣職員又は前条各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

(平16教委規則3・平20教委規則22・一部改正)

(一時差止処分の手続等)

第9条 教育委員会は、条例第26条第1項の規定による一時差止処分(以下「一時差止処

- 分」という。)を行おうとする場合は、一時差止処分の実施に関する通知書(別記第1号様式)により、あらかじめ区長に通知し、協議しなければならない。
- 2 教育委員会は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に一時差止処分書(別記第2号様式)を交付しなければならない。
  - 3 条例第26条第5項に規定する説明書(以下「処分説明書」という。)の様式は、別記第3号様式のとおりとする。
  - 4 前2項に規定する文書を交付する場合において、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができないときは、交付すべき文書の内容を告示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その告示した日から起算して2週間を経過した日に、当該文書の交付があったものとみなす。
  - 5 教育委員会は、一時差止処分を行った場合には、当該処分説明書の写しを区長に提出するものとする。
  - 6 条例第26条第2項の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、教育委員会に対して行わなければならない。
  - 7 教育委員会は、前項の申立てがなされた場合には、速やかに、その取扱いについて区長に協議しなければならない。
  - 8 教育委員会は、条例第26条第3項又は第4項の規定により一時差止処分を取り消した場合には、当該一時差止処分を受けた者及び区長に対し、速やかに、理由を付してその旨を一時差止処分の取消しに関する通知書(別記第4号様式)によって通知しなければならない。

(給与月額の意義)

第10条 条例第24条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

- (1) 基準日において条例第21条第1項第2号又は休職規則第4条第1項第1号若しくは第2項の規定により給料、扶養手当及び地域手当を減額されている職員については、当該減額された給料、扶養手当及び地域手当の月額の合計額
- (2) 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額
- (3) 基準日において、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。)の規定による休業補償若しくは傷病補償年金又は労働者災害補償保険

法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の規定による休業給付、傷病年金、休業補償給付若しくは傷病補償年金（以下「休業補償等」という。）を受けている職員（以下「休業補償等受給職員」という。）については、当該休業補償等を受ける事由がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額。ただし、基準日において地公災法第30条又は労災保険法第12条の2の2第2項の規定により休業補償等を100分の70に減額されている職員（以下「休業補償等減額受給職員」という。）については、それぞれの100分の70の額の合計額

- (4) 基準日において法第29条の規定によりその給料を減給されている職員については、当該減給された給料、扶養手当並びに給料及び扶養手当に対する地域手当の月額合計額
- (5) 基準日において外国派遣職員である者については、外国派遣条例第4条第1項の規定により定められた支給割合を乗じない給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額
- (6) 基準日において育児休業中の職員については、基準日現在において当該職員が受けるべき給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額
- (7) 基準日において公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受けている職員については、公益的法人等への派遣がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額（当該職員が第1号から第3号まで及び前号に該当する場合を除く。）

2 育児短時間勤務職員等に係る前項の規定による合計額の計算の基礎となる給料の月額は、条例第6条の2に規定するその者につき定められている給料月額とする。

（平13教委規則9・平14教委規則9・平18教委規則17・平20教委規則12・平21教委規則12・平21教委規則22・平23教委規則10・令元教委規則9・一部改正）

（職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合）

第11条 条例第24条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日。以下「基準日等」という。）における別表第2左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じて同表右欄に定める割合とする。

（平13教委規則9・平19教委規則13・平21教委規則12・平23教委規則10・令元

教委規則 9・一部改正)

(給料月額及び地域手当の意義)

第12条 条例第24条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。

- (1) 基準日において条例第21条第1項第2号又は休職規則第4条第1項第1号若しくは第2項の規定により給料及び地域手当を減額されている職員については、当該減額された給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額
- (2) 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額
- (3) 基準日において休業補償等受給職員である者については、当該休業補償等を受ける事由がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額。ただし、基準日において休業補償等減額受給職員である者については、それぞれの100分の70の額の合計額
- (4) 基準日において法第29条の規定によりその給料を減給されている職員については、当該減給された給料及び給料に対する地域手当の月額の合計額
- (5) 基準日において外国派遣職員である者については、外国派遣条例第4条第1項の規定により定められた支給割合を乗じない給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額
- (6) 基準日において育児休業中の職員については、基準日現在において当該職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額
- (7) 基準日において公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受けている職員については、公益的法人等への派遣がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額（当該職員が第1号から第3号まで及び前号に該当する場合を除く。）

2 育児短時間勤務職員等に係る前項の規定による合計額の計算の基礎となる給料の月額  
は、条例第6条の2に規定するその者につき定められている給料月額とする。

(平13教委規則9・平14教委規則9・平18教委規則17・平20教委規則12・平21  
教委規則12・平21教委規則22・平23教委規則10・令元教委規則9・一部改正)

(支給額の調整)

第13条 次に掲げる者が、当該国又は他の地方公共団体等から期末手当等を支給される場

合において、前各条の規定に基づいて期末手当を支給することが他の職員と均衡を失うときは、前各条の規定にかかわらず、教育委員会が別に定めるところにより期末手当の額を調整して支給し、又は支給しないことができる。

(1) 基準日前1箇月以内に退職し、基準日までに国又は他の地方公共団体等の職員となった者

(2) 基準日前1箇月以内に国又は他の地方公共団体等を退職し、基準日までに条例の適用を受ける職員となった者

(支給日)

第14条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。ただし、その日が日曜日又は土曜日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。

(1) 6月に支給する期末手当にあつては6月30日

(2) 12月に支給する期末手当にあつては12月10日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前項の支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(令5教委規則6・一部改正)

(端数計算)

第15条 条例第24条第2項の給与月額(同条第4項の適用を受ける職員にあつては、同項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して第11条で定める職員の区分に応じて同条で定める加算割合を乗じて得た額を加算した額)に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平13教委規則9・平18教委規則17・平20教委規則12・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(平23教委規則10・旧附則・一部改正)

(平成23年度から平成27年度までに支給する期末手当に係る経過措置)

2 条例附則第6項の教育委員会規則で定めるものは、平成23年3月1日において、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年豊島区条例第7号)による改正前の条例第24条第4項各号に掲げる職員であった者(同月2日から平成28年3月1日までの間に他の特別区の職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を

考慮して教育委員会が別に定めるものを含み、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)とする。

(平23教委規則10・追加)

- 3 前項に規定する職員に係る条例附則第6項の規定により読み替えて適用される条例第24条第4項の教育委員会規則で定める割合は、第11条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に定める割合とする。

平成23年度	100分の5
平成24年度	100分の5
平成25年度	100分の5
平成26年度	100分の3
平成27年度	100分の1

(平23教委規則10・追加)

附 則 (平成12年12月20日教委規則第29号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の規定は、平成12年12月2日から適用する。

附 則 (平成13年3月29日教委規則第9号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日教委規則第9号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月25日教委規則第21号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月4日教委規則第3号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日教委規則第7号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日教委規則第17号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日教委規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次の表の職員の区分欄に掲げる職員に係る同表の年度の区分欄に掲げる年度におけるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則第11条第1項に規定する割合は、同項の規定にかかわらず、同表の年度の区分欄に定める割合とする。

職員の区分	年度の区分	
	平成19年度	平成20年度
園長	100分の11	100分の11
副園長又は教頭の職にある職員のうち、この規則による改正前の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第2の規定を適用したならば加算割合が100分の5となるもの	100分の6	100分の8
教諭又は養護教諭の職にある職員のうち、改正前の規則別表第2の規定を適用したならば加算割合が100分の10となるもの	100分の9	100分の8

(平21教委規則12・一部改正)

附 則（平成19年5月30日教委規則第19号）

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第12号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月26日教委規則第22号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日教委規則第12号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第3（第11条関係）の改正規定及び次項の規定は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年3月30日教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成21年11月30日教委規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則第4条から第7条まで及び別表第1の規定は、平成21年12月に支給する期末手当から適用する。

附 則（平成23年4月1日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月8日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教委規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月2日教委規則第9号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年3月26日教委規則第15号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし第5条第1項第9号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月28日教委規則第7号）

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

附 則（令和4年9月28日教委規則第10号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月7日教委規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第5条第4項の規定を適用する。

（令和5年6月に支給する期末手当に関する経過措置）

3 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則第2条第1項第7号の規定の適用については、同号中「6箇月」とあるのは、「3箇月」とする。

4 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第1の規定の適用については、同表中「23日」とあるのは「12日」と、「33日」とあるのは「17日」と、「43日」とあるのは「22日」と、「53日」とあるのは「27日」と、「63日」とあるのは

「32日」と、「83日」とあるのは「42日」と、「103日」とあるのは「52日」とする。

附 則（令和7年3月31日教委規則第9号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月23日教委規則第13号）

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

附 則（令和7年9月30日教委規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に交付したこの規則による改正前の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則別記第2号様式は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則別記第2号様式とみなす。

附 則（令和8年3月26日教委規則第15号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（令5教委規則6・全改）

欠勤等日数	割合
23日未満	100分の100
23日以上33日未満	100分の90
33日以上43日未満	100分の80
43日以上53日未満	100分の70
53日以上63日未満	100分の60
63日以上83日未満	100分の50
83日以上103日未満	100分の30
103日以上	100分の10

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合又は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間（週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となるときにおける割合は、零とする。

別表第2（第11条関係）

（平19教委規則13・全改、平21教委規則12・平23教委規則10・一部改正）

職員の区分	割合
園長	100分の12
副園長	100分の10
<u>職員のうちその属する職務の級が2級であるもの</u>	100分の5

別記第1号様式（第9条関係）

一時差止処分の実施に関する通知書			
豊島区長 殿			年 月 日
（一時差止処分者）			<input type="checkbox"/>
幼稚園教育職員の給与に関する条例第26条第1項（同条例第27条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一時差止処分を行うので、通知する。			
一時差止処分を受ける者に関する事項			
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
採用年月日	年 月 日	離職年月日	年 月 日
所 属			
役 職 名		給料月額	円 ( 給料表 級 号給)
一時差止処分に関する事項			
被 疑 事 実 の 要 旨	(思料される犯罪に係る罰条： )		
被 処 分 者 の 供 述 の 要 旨	(事情聴取： 年 月 日)		
刑 事 事 件 と の 関 係		逮捕日	年 月 日
		起訴日	年 月 日
一時差止処分の対象となる手当			
一時差止処分の発令予定年月日	年 月 日	根拠条項	
参 考 事 項			

別記第2号様式（第9条関係）

一時差止処分書

年 月 日

様

（一時差止処分者）

条例第26条第1項

幼稚園教育職員の給与に関する

条例第26条第1項（同条例第27条第5項において準用する場合を含む。）

の規定に基づき、  
期末手当  
の支給を一時差止めします。  
期末手当及び勤勉手当

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、  
に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に豊島区教育委員会に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6か月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は  
となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第3号様式(第9条関係)

処 分 説 明 書			
(一時差止処分を受ける者)			
(採用年月日)	年 月 日	(離職年月日)	年 月 日
(離職時の所属)		(離職時の役職名)	
(離職時の給料月額)		円( 給料表 級 号給)	
(処分発令年月日)	年 月 日	(根拠条項)	
(処分の対象となる手当)			
(刑事事件との関係)		逮捕日	年 月 日
		起訴日	年 月 日
(一時差止処分の理由)			
(思料される犯罪に係る罰条： )			
(一時差止処分の取消し)			
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている 期末手当 が支給される。			
1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合			
2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合			
3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくこの処分に係る 期末手当 の基準日から起算して1年 期末手当及び勤勉手当 を経過した場合(ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。)			
4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき 期末手当 の支給を差し止める必要がなくなると認める場合 期末手当及び勤勉手当			
年 月 日			
(一時差止処分者)			印

別記第4号様式（第9条関係）

一時差止処分の取消しに関する通知書

年 月 日

豊島区長 殿

（一時差止処分者）

印

幼稚園教育職員の給与に関する条例第26条第3項又は第4項（これらの規定を同条例第27条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一時差止処分を取り消したので、通知する。

一時差止処分を受けた者の氏名	
一時差止処分の発令年月日	年 月 日
一時差止処分を取り消した年月日	年 月 日
一時差止処分を取り消した理由	
対象となる手当の額	期末手当 円 勤勉手当 円
参 考 事 項	

別記第 1 号様式 (第 9 条関係)

(平13教委規則 9 ・ 一部改正)

別記第 2 号様式 (第 9 条関係)

(令 7 教委規則16 ・ 全改)

別記第 3 号様式 (第 9 条関係)

(令 7 教委規則13 ・ 一部改正)

別記第 4 号様式 (第 9 条関係)

(平13教委規則 9 ・ 一部改正)